

2. 自転車利用環境の課題

2-1. 車道を安心して走れない自転車、歩道を安心して歩けない歩行者

道路交通法では、自転車は原則として車道の左側を走ることとされていますが、スピードの速い自動車や大型車の接近に危険を感じることや、駐停車車両によりスムーズに走れないなど、自転車利用者がルールどおりに安心して車道を走ることができる環境とはなっていません（写真-1、図-3）。

また、例外として歩道を使う場合でも、ルールやマナーを十分に意識していない自転車利用者が少なくありません。このため、歩行者と自転車が接触・衝突するなど、安心して歩道を歩けない状況となっています（写真-2、図-4）。



写真-1 車道を走る自転車と駐停車車両

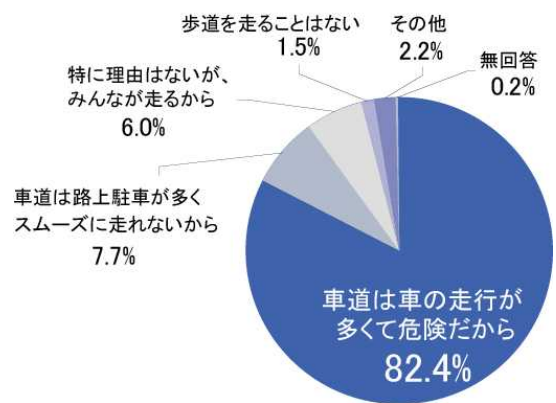


図-3 自転車で歩道を走るときの主な理由

出典：H19市政世論調査（札幌市） サンプル数583



写真-2 歩行者と自転車が交錯する歩道

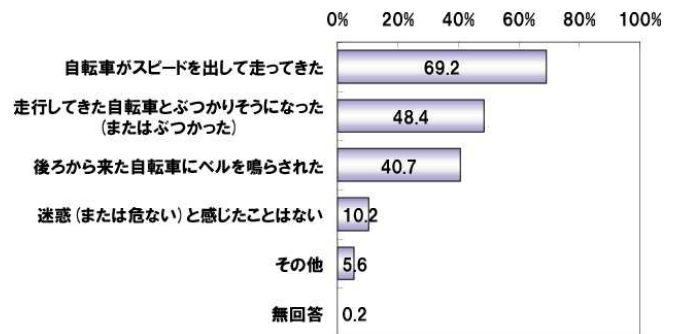


図-4 歩道歩行中に自転車を迷惑（又は危険）と感じた経験

出典：H19市政世論調査（札幌市）
札幌市在住20歳以上の1253人対象（複数回答）

< 市民の声（市民の声を聴く課に寄せられた意見） >

- ・歩行者に配慮せず歩道を暴走する自転車がある。
- ・自転車で車道を走りたくても、速度の違う自動車の恐怖を感じることや、路上駐停車車両が多いことなどから、走るのもままならない。
- ・信号無視や一時停止無視、車道を逆走する自転車利用者がおり危険。

2-2. とめる所がなくあふれる迷惑駐輪、歩行環境・景観の悪化

これまで駐輪場は、主に地下鉄やJRへの乗り継ぎのため、駅を中心に整備されてきました。また、近年ではビルや店舗などの所有者が附置義務により駐輪場を整備したり、例は少ないものの自主的に駐輪場を整備するといった動きも見られます。

しかしながら、都心や駅周辺で増加する自転車利用に対して駐輪場の整備が追いついていないため、駐輪場を利用したくても利用できないことや、駐輪場があっても駐輪料金を負担したくない、目的地から離れているなどの理由で利用しないことが原因となり、歩道上に乱雑に自転車が置かれるなど、歩道上の迷惑駐輪が発生しています（図-5）。

迷惑駐輪は、安心・安全な歩行の妨げとなるだけでなく、景観の悪化を招くなど、まちの魅力低下にも影響していると考えられます（写真-3、写真-4）。

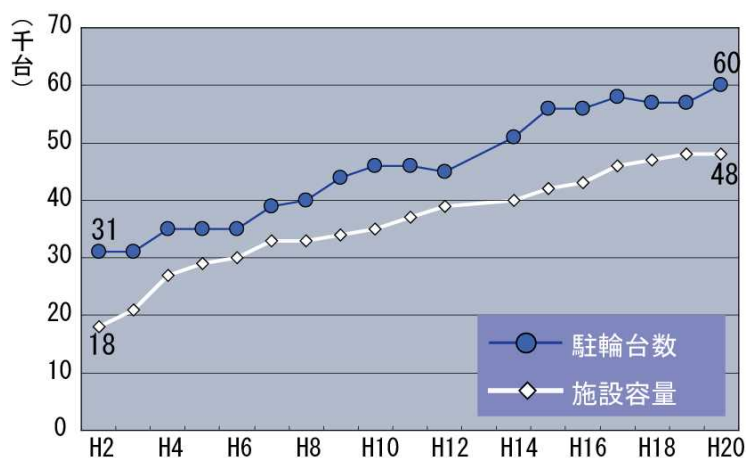


図-5 JR・地下鉄駅周辺の駐輪台数と施設の容量
資料：札幌市調査結果



写真-3 歩行の妨げとなる迷惑駐輪



写真-4 都市景観を悪化させる迷惑駐輪

<市民の声（市民の声を聴く課に寄せられた意見）>

- ・歩道上の迷惑駐輪によって、安心して歩く環境が奪われている。
- ・税金で駐輪場を作ること必要だが、受益者負担からいっても、駅前のデパート等に客のための駐輪場を作らせるよう、行政の働きかけをお願いしたい。
- ・迷惑駐輪は自転車を通る場合も課題に、また都市景観の悪化につながっている。
- ・駐輪場における放置自転車の増加と、撤去・処分費用による自治体の負担も問題。